

環境庁告示第 号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）附則第二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる書類であつてその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成 年 月 日

環境庁長官 大木 浩

第一 環境影響評価その他の手続に係る書類の指定

環境影響評価法（以下「法」という。）附則第二条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものは、別表第一の上欄に掲げる書類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二 港湾環境影響評価その他の手続に係る書類の指定

法附則第二条第四項において準用する同条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものは、別表第二の上欄に掲げる書類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一

一 法附則第

二条第一項

第一号に掲

げる書類

一 青森県環境影響評価要綱（平成八年十月青森県告示第七百十一号。以下「青

森県要綱」という。）第六第一項の規定による青森県知事への提出を経た計画

概要書

二 秋田県環境影響評価に関する要綱（平成六年三月二十八日制定。以下「秋田

県要綱」という。）第四条第一項の規定による秋田県知事への提出を経た環境

影響評価実施計画書

三 埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号。以下「埼玉県条

例」という。）第四条第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画書

であつて、埼玉県条例第六条の公告及び縦覧を経たもの

四 神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成九年神奈川県条例第

三十一号）による改正後の神奈川県環境影響評価条例（昭和五十五年神奈川県

条例第三十六号）（以下「神奈川県新条例」という。）第七条第一項の規定に

より作成された環境影響予測評価実施計画書であつて、神奈川県新条例第九条

の公告及び縦覧並びに神奈川県新条例第十条の規定による周知の経たも

の

五 石川県環境影響評価要綱（平成七年四月石川県告示第九十三号。以下「石

川県要綱」という。）第八条第一項の規定による石川県知事への提出を経た環境影響調査計画書

六 長野県環境影響評価条例（平成十年長野県条例第十二号。以下「長野県条例」という。）附則第七項の規定に基づき長野県条例第六条第一項の規定の例により作成された環境影響評価方法書であつて、長野県条例第八条の規定の例による公告及び縦覧を経たもの

七 岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号。以下「岐阜県条例」という。）第十条第一項又は第三十条第一項の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価実施計画書

八 愛知県環境影響評価要綱（昭和六十一年三月愛知県告示第三百六十号。以下「愛知県要綱」という。）第六第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、愛知県要綱第七第一項の規定による愛知県知事及び関係市町村長への送付並びに愛知県要綱第八の公告及び縦覧を経たもの

九 環境影響評価の実施に関する指導要綱実施要領（平成六年六月一日三重県知事決定。以下「三重県実施要領」という。）第四条第三項の規定による協議を行うための三重県知事への送付を経た環境影響評価実施計画書の案

十 大阪府環境影響評価要綱（昭和五十九年二月大阪府公告第九号。以下「大阪府要綱」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、同条第二項の規定による作成した旨の大阪府知事への通知を経たもの

十一 都市計画における環境影響評価の実施について（平成八年四月一日付け環境第二号・総計第二号大阪府環境保健部長・大阪府土木部長通知。以下「大阪府通知」という。）記 1 又は 1 の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、大阪府通知記 1 の規定による作成した旨の大阪府環境保健部長及び関係市町村への通知又は大阪府通知記 1 の規定による作成した旨の大阪府知事への通知を経たもの

十二 大阪府環境影響評価条例（平成十年大阪府条例第三号。以下「大阪府条例」という。）附則第三条第一項の規定に基づき大阪府条例第五条第一項の規定の例により作成された環境影響評価方法書であつて、大阪府条例第六条の規定の例による公示及び縦覧を経たもの

十三 環境影響評価に関する条例（平成九年兵庫県条例第六号。以下「兵庫県条例」という。）第八条の規定により作成された環境影響評価概要書であつて、

兵庫県条例第九条第一項の公告及び縦覧を経たもの

十四 岡山県環境保全に関する環境影響評価指導要綱（昭和五十三年十二月岡山県告示第千二十三号。以下「岡山県要綱」という。）第三条第二項の規定による岡山県知事への提出を経た開発事業計画概要書

十五 長崎県環境影響評価事務指導要綱の制定について（昭和五十五年七月一日付け五十五環保第百十八号長崎県副知事通知。以下「長崎県副知事通知」という。）記6の規定による協議を行うための長崎県生活環境部長への送付を経た環境影響評価の手法等について記載した書類

十六 熊本県環境影響評価要綱（平成九年十二月熊本県告示第九百三十九号の二。以下「熊本県要綱」という。）第六条第一項の規定による熊本県知事及び市町村長への提出を経た環境影響評価実施計画書

十七 大分県環境影響評価指導要綱（平成十年二月大分県告示第百二号。以下「大分県要綱」という。）第七条第一項又は第二十三条第一項の規定による大分県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価実施計画書

十八 平成十年七月一日における改正後の横浜市環境影響評価要綱（昭和五十五年二月五日制定）（以下「横浜市新要綱」という。）第七条第一項の規定によ

り作成された環境影響評価調査計画書であつて、横浜市新要綱第七条の二の規定による横浜市長への提出を経たもの

十九 名古屋市環境影響評価指導要綱（昭和五十四年二月名古屋市告示第四十七号。以下「名古屋市要綱」という。）第七第一項の規定により作成された現況調査計画書であつて、名古屋市要綱第七第三項の告示及び縦覧を経たもの

二十 大阪市環境影響評価要綱（平成七年七月十四日制定。以下「大阪市要綱」という。）第六条第一項の規定による大阪市長への提出を経た環境影響評価実施計画書

二十一 大阪市環境影響評価条例（平成十年大阪市条例第二十九号。以下「大阪市条例」という。）附則第四条第一項の規定に基づき大阪市条例第七条第一項の規定の例により作成された環境影響評価方法書であつて、大阪市条例第八条の規定の例による公告及び縦覧を経たもの

二十二 吹田市環境影響評価条例（平成十年吹田市条例第七号。以下「吹田市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、同条第二項の告示及び縦覧を経たもの

二十三 高槻市環境影響評価指導要綱（平成三年四月一日公布。以下「高槻市要

綱」という。) 第九条第一項の環境影響評価実施計画書であつて、同条第二項の公告及び縦覧を経たもの

二十四 枚方市環境影響評価条例(平成四年枚方市条例第二十九号。以下「枚方市条例」という。) 第八条第一項の規定により作成された環境影響評価事前計画書であつて、同条第二項の告示及び縦覧を経たもの

二十五 八尾市環境影響評価実施要綱(昭和五十六年八月一日公布。以下「八尾市要綱」という。) 第六条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、同条第二項の公告及び縦覧を経たもの

二十六 箕面市環境影響評価要綱(平成九年五月箕面市訓令第二十一号。以下「箕面市要綱」という。) 第五条第一項の環境影響評価実施計画書であつて、同条第三項の公告及び縦覧を経たもの

二十七 神戸市環境影響評価等に関する条例(平成九年神戸市条例第二十九号。以下「神戸市条例」という。) 第九条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、神戸市条例第十条第二項の公告及び縦覧を経たもの

二十八 尼崎市環境影響評価指導要綱(昭和五十四年十一月尼崎市告示第二百五十四号。以下「尼崎市要綱」という。) 第五条第一項の規定により作成された

| | |
|-----------------------------------|--|
| | <p>環境影響評価実施計画書であつて、同条第二項の公告及び縦覧を経たもの</p> |
| <p>二 法附則第二十条第一項 第二号に掲げる書類</p> | <p>一 埼玉県条例第七条第三項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民等の意見の概要を記載した書面</p> <p>二 神奈川県新条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た実施計画意見書の写し</p> <p>三 長野県条例附則第七項の規定に基づき長野県条例第十条の規定の例による長野県知事への送付を経た長野県条例第九条第一項の意見書の写し又は意見書の提出がなかつた旨を記載した書類</p> <p>四 愛知県要綱第十の規定による愛知県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見書の概要を記載した書面</p> <p>五 大阪府条例附則第三条第一項の規定に基づき大阪府条例第九条第二項の規定の例による大阪府知事への提出を経た事業者に対して述べられた意見の概要を記載した書類</p> <p>六 兵庫県条例第十条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の第一次住民意見書の写し</p> <p>七 大阪市条例附則第四条第一項の規定に基づき大阪市条例第九条第二項の規定</p> |

| | |
|--|---|
| <p>三 法附則第 二条第一項 第三号に掲</p> | |
| <p>一 青森県要綱第六第三項の規定により青森県知事が述べた意見を記載した書類 二 秋田県要綱第四条第二項の規定により秋田県知事が行った助言の内容を記載した書類</p> | <p>の例による大阪市長への提出を経た意見の概要を記載した書類 八 吹田市条例第八条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し 九 枚方市条例第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し 十 八尾市要綱第七条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し 十一 箕面市要綱第七条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の意見書の写し 十二 神戸市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見の写し 十三 尼崎市要綱第六条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の書面の写し</p> |

げる書類

- 三 埼玉県条例第八条の規定により埼玉県知事が述べた意見を記載した書類
- 四 神奈川県新条例第十二条第一項の規定により作成された実施計画審査意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの
- 五 石川県要綱第八条第三項の規定により石川県知事が述べた意見を記載した書類
- 六 長野県条例附則第七項の規定に基づき長野県条例第十一条第一項の規定の例により長野県知事が述べた意見を記載した書面
- 七 岐阜県条例第十条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により岐阜県知事が述べた意見を記載した書類
- 八 愛知県要綱第十一第一項の規定により愛知県知事が述べた意見を記載した書類
- 九 三重県実施要領第四条第三項の規定による協議に対する三重県知事の回答を記載した書類
- 十 大阪府要綱第六条第三項の規定により大阪府知事が行った助言の内容を記載した書類
- 十一 大阪府通知記 1 の規定により大阪府環境保健部長が行った助言又は大

阪府通知記 1 の規定により大阪府知事が行った助言の内容を記載した書類

十二 大阪府条例附則第三条第一項の規定に基づき大阪府条例第十条第一項の規定の例により大阪府知事が述べた意見を記載した書面

十三 兵庫県条例第十二条第一項の規定により作成された第一次審査意見書であつて、同条第三項の規定により事業者に送付されたもの

十四 岡山県要綱第三条第一項の規定により岡山県知事が行った指導の内容を記載した書類

十五 長崎県副知事通知記 6 の規定による協議に対する長崎県生活環境部長の回答を記載した書類

十六 熊本県要綱第六条第二項の規定により熊本県知事が述べた意見を記載した書類

十七 大分県要綱第七条第二項（第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書類

十八 横浜市新要綱第七条の三第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画審査意見書であつて、同条第三項の規定による事業者への写しの送付を経たもの

| | |
|--|---|
| <p>四 法附則第 二条第一項 第四号に掲 げる書類</p> | |
| | <p>十九 名古屋市要綱第七第一項の現況調査計画書について名古屋市要綱第二十五の規定により名古屋市長が行った指導の内容を記載した書類</p> <p>二十 大阪市要綱第七条の規定により大阪市長が大阪市要綱第六条第一項の計画書の修正及び再提出を求める旨を記載した書類</p> <p>二十一 大阪市条例附則第四条第一項の規定に基づき大阪市条例第十条第一項の規定の例により大阪市長が述べた意見を記載した書面</p> <p>二十二 吹田市条例第九条第一項の規定により事業者に送付された意見書</p> <p>二十三 高槻市要綱第十条の規定により事業者に送付された意見書</p> <p>二十四 八尾市要綱第八条第一項の規定により作成された八尾市長の意見書であつて、同条第三項の規定により事業者に送付されたもの</p> <p>二十五 神戸市条例第十二条第一項の規定により作成された調査意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの</p> <p>一 北海道環境影響評価条例（昭和五十三年北海道条例第二十九号。以下「北海道条例」という。）第四条第一項又は第十六条第一項の規定により作成された環境影響評価書又は北海道条例第二十三条の規定による北海道知事の要請に対して提出された環境影響評価書若しくはこれに準ずる書面であつて、北海道条</p> |

例第五条第一項又は第十六条第一項の告示及び縦覧並びに北海道条例第七条第一項及び第三項又は第十八条第一項及び第二項の規定による周知の手続を経たもの

二 青森県要綱第七第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、青森県要綱第七第四項の公告及び縦覧並びに青森県要綱第八第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

三 宮城県環境影響評価要綱（平成五年七月宮城県告示第八百五十七号。以下

「宮城県要綱」という。）第十条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、宮城県要綱第十一条の公告及び縦覧並びに宮城県要綱第十二条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

四 秋田県要綱第五条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、秋田県要綱第七条の公告及び縦覧並びに秋田県要綱第八条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

五 山形県環境影響評価指導要綱（平成三年十二月十八日制定。以下「山形県要綱」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、山形県要綱第十条の公告及び縦覧並びに山形県要綱第十一条第一項又は

第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

六 茨城県環境影響評価要綱（昭和五十八年四月茨城県告示第五百九十一号。以下「茨城県要綱」という。）第三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、茨城県要綱第六条の公告及び縦覧並びに茨城県要綱第七条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

七 栃木県環境影響評価実施要綱（平成三年三月一日栃木県公告。以下「栃木県要綱」という。）第三条第一項の規定により作成された環境影響評価書案であつて、栃木県要綱第五条の公告及び縦覧並びに栃木県要綱第六条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

八 群馬県環境影響評価要綱（平成三年四月群馬県告示第三百五十二号。以下「群馬県要綱」という。）第四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、群馬県要綱第七条の公告及び縦覧並びに群馬県要綱第八条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

九 埼玉県条例第九条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、埼玉県条例第十二条の公告及び縦覧並びに埼玉県条例第十三条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

十 千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱（昭和五十五年十二月千葉県告示第千七号。以下「千葉県要綱」という。）第五条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、千葉県要綱第八条第一項の公告及び縦覧並びに同条第二項又は第四項の規定による周知の手続を経たもの

十一 東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「東京都条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価書案であつて、東京都条例第十六条の公示及び縦覧並びに東京都条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの

十二 神奈川県環境影響評価条例（以下「神奈川県現行条例」という。）第五条の環境影響予測評価書案であつて、神奈川県現行条例第八条の公告及び縦覧並びに神奈川県現行条例第九条第一項の規定による周知の手続を経たもの

十三 神奈川県新条例第十三条の環境影響予測評価書案であつて、神奈川県新条例第十五条の公告及び縦覧並びに神奈川県新条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの

十四 新潟県環境影響評価要綱（平成三年四月新潟県告示第九百三十一号。以下「新潟県要綱」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価

準備書であつて、新潟県要綱第十条の公告及び縦覧並びに新潟県要綱第十一条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

十五 富山県環境影響評価要綱（平成二年六月富山県告示第四百五十二号。以下「富山県要綱」という。）第八条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、富山県要綱第十一条の公告及び縦覧並びに富山県要綱第十二条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

十六 石川県要綱第九条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、石川県要綱第十一条の公告及び縦覧並びに石川県要綱第十二条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

十七 福井県環境影響評価要綱（平成四年十一月福井県告示第八百七十号。以下「福井県要綱」という。）第八条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、福井県要綱第十一条の公告及び縦覧並びに福井県要綱第十二条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

十八 山梨県環境影響評価等指導要綱（平成二年九月山梨県告示第四百六十号。以下「山梨県要綱」という。）第六条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、山梨県要綱第九条の公告及び縦覧並びに山梨県要綱第十条第一

項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十九 長野県環境影響評価指導要綱（昭和五十九年一月長野県告示第五号。以下「長野県要綱」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、長野県要綱第十条の公告及び縦覧並びに長野県要綱第十一条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十 岐阜県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、岐阜県条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに岐阜県条例第十五条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

二十一 静岡県環境影響評価要綱（平成四年七月静岡県告示第六百三十四号。以下「静岡県要綱」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、静岡県要綱第九条の公告及び縦覧並びに静岡県要綱第十条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十二 愛知県要綱第十二第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、愛知県要綱第十五の公告及び縦覧並びに愛知県要綱第十六第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十三 環境影響評価の実施に関する指導要綱（平成六年五月三十一日三重県公

告。以下「三重県要綱」という。）第四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、三重県要綱第五条第一項の公告及び縦覧並びに同条第二項又は第三項の規定による周知の手續を経たもの

二十四 滋賀県環境影響評価に関する要綱（昭和五十六年三月滋賀県告示第百十二号。以下「滋賀県要綱」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、滋賀県要綱第七条第一項の公告及び縦覧並びに滋賀県要綱第八条第一項の規定による周知の手續を経たもの

二十五 京都府環境影響評価要綱（平成元年五月京都府告示第百九十五号。以下「京都府要綱」という。）第六条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、京都府要綱第八条の公告及び縦覧並びに京都府要綱第九条第一項又は第三項後段の規定による周知の手續を経たもの

二十六 大阪府要綱第七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、大阪府要綱第九条第一項の公告及び縦覧並びに大阪府要綱第十二条第一項又は第二項後段の規定による周知の手續を経たもの

二十七 開発整備事業等に係る環境影響評価の手續に関する要綱（昭和五十四年三月兵庫県告示第四百七十九号の三。以下「兵庫県要綱」という。）第五条第

一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、兵庫県要綱第六条第一項の公告及び縦覧並びに兵庫県要綱第七条第一項の規定による周知の手続を経たもの

二十八 兵庫県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、兵庫県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに兵庫県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十九 和歌山県環境影響評価指導要綱（平成四年七月和歌山県告示第四百六十四号。以下「和歌山県要綱」という。）第四条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、和歌山県要綱第六条の公告及び縦覧並びに和歌山県要綱第七条の規定による周知の手続を経たもの

三十 鳥取県環境影響評価実施要綱（平成三年十一月鳥取県告示第八百六号。以下「鳥取県要綱」という。）第四条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、鳥取県要綱第六条の公告及び縦覧並びに鳥取県要綱第七条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

三十一 島根県環境影響評価実施要綱（平成三年四月島根県告示第四百六十八号。以下「島根県要綱」という。）第六条の規定により作成された環境影響評価

準備書であつて、島根県要綱第八条の公告及び縦覧並びに島根県要綱第九条第一項又は第三項後段の規定による周知の経たもの

三十二 岡山県要綱第四条の規定により作成された環境影響評価調査であつて、

岡山県要綱第五条第一項及び第二項の規定による周知の経たもの

三十三 広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱（昭和五十七年十二月広島県告示第千三百五十三号。以下「広島県要綱」という。）第三条第四項の規定により作成された環境影響評価書の案であつて、広島県要綱第五条の公告及び縦覧並びに広島県要綱第六条第一項又は第三項後段の規定による周知の経たもの

三十四 山口県環境影響評価等指導要綱（平成二年四月一日制定。以下「山口県要綱」という。）第四条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、山口県要綱第六条の公告及び縦覧並びに山口県要綱第七条第一項又は第三項後段の規定による周知の経たもの

三十五 徳島県環境影響評価要綱（平成四年八月徳島県告示第六百二十六号。以下「徳島県要綱」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、徳島県要綱第十条の公告及び縦覧並びに徳島県要綱第十一

条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

三十六 香川県環境影響評価実施要綱（昭和五十八年九月香川県告示第七百十七号。以下「香川県要綱」という。）第三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、香川県要綱第七条の公告及び縦覧並びに香川県要綱第八条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

三十七 高知県環境影響評価等指導要綱（平成元年三月高知県告示第二百三十七号。以下「高知県要綱」という。）第四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、高知県要綱第六条の公告及び縦覧並びに高知県要綱第七条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

三十八 長崎県副知事通知記5 の規定により関係住民に対して周知された環境影響評価の結果を記載した、長崎県環境影響評価事務指導要綱（昭和五十五年七月一日制定。以下「長崎県要綱」という。）第八条第一号及び第二号の図書

三十九 熊本県要綱第七条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、熊本県要綱第九条の公告及び縦覧並びに熊本県要綱第十条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

四十 大分県要綱第十条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であ

つて、大分県要綱第十一条の公告及び縦覧並びに大分県要綱第十二条第一項又は第三項の規定による周知の経たもの

四十一 宮崎県環境影響評価要綱（平成四年四月宮崎県告示第四百八十四号。以下「宮崎県要綱」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、宮崎県要綱第九条の公告及び縦覧並びに宮崎県要綱第十条第一項又は第三項後段の規定による周知の経たもの

四十二 鹿児島県環境影響評価要綱（平成二年十二月鹿児島県告示第二千四十四号。以下「鹿児島県要綱」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、鹿児島県要綱第八条の公告及び縦覧並びに鹿児島県要綱第九条第一項又は第四項後段の規定による周知の経たもの

四十三 沖縄県環境影響評価規程（平成四年九月沖縄県告示第七百六十三号。以下「沖縄県規程」という。）第七条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、沖縄県規程第十条の公告及び縦覧並びに沖縄県規程第十一条第一項又は第三項後段の規定による周知の経たもの

四十四 千葉市環境影響評価の実施に関する指導要綱（平成四年四月千葉市告示第四百四号。以下「千葉市要綱」という。）第五条第一項の規定により作成され

た環境影響評価準備書であつて、千葉市要綱第八条第一項の公告及び縦覧並びに同条第二項又は第四項の規定による周知の手續を経たもの

四十五 横浜市環境影響評価要綱（以下「横浜市現行要綱」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、横浜市現行要綱第九条第一項の公告及び縦覧並びに横浜市現行要綱第十条第一項又は第四項の規定による周知の手續を経たもの

四十六 横浜市新要綱第八条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、横浜市新要綱第九条第一項の公告及び縦覧並びに横浜市新要綱第十条第一項又は第四項の規定による周知の手續を経たもの

四十七 川崎市環境影響評価に関する条例（昭和五十一年川崎市条例第四十一号。以下「川崎市条例」という。）第六条第二項の書類が添付された同条第一項の届出書であつて、川崎市条例第九条第一項の告示、同条第二項の縦覧及び川崎市条例第十条の規定による周知の手續を経たもの

四十八 逗子市の良好な都市環境をつくる条例（平成四年逗子市条例第十八号。以下「逗子市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価書案であつて、逗子市条例第八条第三項の公示及び縦覧並びに逗子市条例

第九条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

四十九 名古屋市要綱第九第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、名古屋市要綱第九第五項の告示及び縦覧並びに名古屋市要綱第十の規定による周知の手続を経たもの

五十 京都市環境影響評価要綱（平成五年十月二十日制定。以下「京都市要綱」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、同条第三項の公告及び縦覧並びに京都市要綱第六条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

五十一 大阪市要綱第八条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、大阪市要綱第十条第一項の公告及び縦覧並びに大阪市要綱第十一条第一項又は第四項の規定による周知の手続を経たもの

五十二 吹田市条例第十条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、同条第三項の告示及び縦覧並びに吹田市条例第十一条第一項又は第五項の規定による周知の手続を経たもの

五十三 高槻市要綱第十一条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、同条第三項の公告及び縦覧並びに高槻市要綱第十二条第一項の規定

による周知の手続を経たもの

五十四 枚方市条例第十条第二項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、枚方市条例第十二条の告示及び縦覧並びに枚方市条例第十三条第一項の規定による周知の手続を経たもの

五十五 八尾市要綱第九条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、同条第三項の公告及び縦覧並びに八尾市要綱第十条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

五十六 箕面市要綱第八条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、箕面市要綱第九条の公告及び縦覧並びに箕面市要綱第十条第一項の規定による周知の手続を経たもの

五十七 神戸市条例第十四条の規定により作成された環境影響評価書案であつて、神戸市条例第十五条第二項の公告及び縦覧並びに神戸市条例第十六条第一項又は第四項の規定による周知の手続を経たもの

五十八 尼崎市要綱第七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、同条第三項の公告及び縦覧並びに尼崎市要綱第八条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>五十九 広島市環境影響評価要綱（平成七年一月広島市告示第一号。以下「広島市要綱」という。）第三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、広島市要綱第六条の公告及び縦覧並びに広島市要綱第七条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの</p> |
| <p>五 法附則第二十条第一項第五号に掲げる書類</p> | <p>一 青森県要綱第九第二項の規定による青森県知事及び関係市町村長への提出を経た関係住民等の意見の概要を記載した書面又は意見書の提出がなかつた旨を記載した書面</p> <p>二 宮城県要綱第十三条第二項の規定による宮城県知事及び関係市町村長への提出を経た関係住民の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書面</p> <p>三 秋田県要綱第九条第三項の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面</p> <p>四 山形県要綱第十二条第三項の規定による山形県知事及び関係市町村長への提出を経た関係地域住民の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類</p> <p>五 茨城県要綱第九条の規定による茨城県知事への提出及び関係市町村長への送</p> |

付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面

六 栃木県要綱第七条第二項の規定による栃木県知事への提出を経た住民意見概要書

七 群馬県要綱第十条の規定による群馬県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面

八 埼玉県条例第十五条第三項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付を経た埼玉県条例第十四条第二項の関係住民等の意見書の写し

九 千葉県要綱第九条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の関係住民の意見書の写し

十 東京都条例第十八条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の都民の意見書の写し

十一 神奈川県現行条例第十条第二項の規定による事業者への送付を経た意見書の写し

十二 神奈川県新条例第十七条第二項の規定による事業者への送付を経た意見書の写し

十三 新潟県要綱第十二条第三項の規定による新潟県知事及び関係市町村長への

提出を経た関係地域住民の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

十四 富山県要綱第十四条の規定による富山県知事及び関係市町村長への提出を経た関係地域住民の意見書の概要を記載した書面

十五 石川県要綱第十四条の規定による石川県知事及び関係市町村長への提出を経た関係住民の意見の概要を記載した書面

十六 福井県要綱第十三条第三項の規定による福井県知事及び関係市町村長への提出を経た関係地域住民の意見の概要を記載した書面又は意見がなかつた旨を記載した書面

十七 山梨県要綱第十二条の規定による山梨県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面

十八 長野県要綱第十二条第二項の規定による長野県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の関係住民の意見書の写し

十九 岐阜県条例第十六条第二項の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た住民意見書の概要を記載した書面又は住民意見書の提出がなかつた旨を記載した書面

-
- 二十 静岡県要綱第十二条の規定による静岡県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面
- 二十一 愛知県要綱第十八の規定による愛知県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見書の概要を記載した書面
- 二十二 三重県要綱第六条第二項の規定による三重県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の関係地域住民の意見書の写し
- 二十三 滋賀県要綱第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 二十四 京都府要綱第十条第三項の規定による京都府知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面
- 二十五 大阪府要綱第十三条第三項の規定による大阪府知事及び関係市町村長への提出を経た関係住民の意見書の概要を記載した書面
- 二十六 兵庫県要綱第八条第二項の規定による兵庫県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 二十七 兵庫県条例第十七条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の第二次住民意見書の写し
-

二十八 和歌山県要綱第八条第二項の規定による和歌山県知事及び関係市町村長への送付を経た関係地域住民の意見の概要を記載した書類

二十九 鳥取県要綱第八条第三項の規定による鳥取県知事及び関係市町村長への報告（添付された同条第二項の関係住民の意見書の写しを含む。）

三十 島根県要綱第十条第三項の規定による島根県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面

三十一 岡山県要綱第五条第三項の規定による岡山県知事への報告を経た関係地域住民の意見の内容を記載した書類

三十二 広島県要綱第七条第三項の規定による広島県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第二項の関係地域住民の意見書の写し又は意見書の提出がなかった旨を記載した書類

三十三 山口県要綱第八条第三項の規定による山口県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

三十四 徳島県要綱第十二条第三項の規定による徳島県知事及び関係市町村長への送付を経た関係地域住民の意見の概要を記載した書面又は意見が述べられな

かつた旨を記載した書面

三十五 香川県要綱第九条第三項の規定による香川県知事及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面

三十六 高知県要綱第八条第三項の規定による高知県知事及び関係市町村長への送付を経た関係地域住民の意見の概要を記載した書面

三十七 長崎県副知事通知記5 アの規定による長崎県生活環境部長への送付を経た環境保全上の意見について対応の措置を記載した見解書

三十八 熊本県要綱第十一条第三項の規定による熊本県知事及び関係市町村長への提出を経た関係住民の意見書の概要を記載した書面

三十九 大分県要綱第十三条第二項の規定による大分県知事及び関係市町村長への提出を経た住民意見書の概要を記載した書面又は住民意見書の提出がなかつた旨を記載した書面

四十 宮崎県要綱第十二条の規定による宮崎県知事及び関係市町村長への送付を経た関係地域住民の意見書の概要を記載した書面

四十一 鹿児島県要綱第十一条の規定による鹿児島県知事及び関係市町村長への送付を経た関係地域住民の意見書の概要を記載した書面

-
- 四十二 沖縄県規程第十二条第三項の規定による沖縄県知事及び関係市町村長への提出を経た関係地域住民の意見書の概要を記載した書面
- 四十三 千葉市要綱第九条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の関係住民の意見書の写し
- 四十四 横浜市現行要綱第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 四十五 横浜市新要綱第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 四十六 川崎市条例第十一条第二項の規定による指定開発行為者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 四十七 逗子市条例第十条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 四十八 名古屋市要綱第十一第二項の規定による指定事業者への送付を経た名古屋市要綱第十一条第一項の意見書の写し
- 四十九 京都市要綱第七条第二項の規定による京都市長への送付を経た関係地域住民の意見書の概要を記載した文書
-

-
- 五十 大阪市要綱第十三条第一項の規定による事業者への送付を経た大阪市要綱第十二条第二項の事業者に対する意見書
- 五十一 吹田市条例第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 五十二 高槻市要綱第十三条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の市民意見書の写し
- 五十三 枚方市条例第十四条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 五十四 八尾市要綱第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 五十五 箕面市要綱第十一条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の意見書の写し
- 五十六 神戸市条例第十七条第二項において準用する神戸市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た神戸市条例第十七条第一項の意見の写し
- 五十七 尼崎市要綱第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
-

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>五十八 広島市要綱第八条第三項の規定による広島市長への送付を経た同条第二項の関係地域住民の意見書の写し又は意見書の提出がなかった旨を記載した書類</p> |
| <p>六 法附則第二十条第一項第六号に掲げる書類</p> | <p>一 北海道条例第八条第一項の規定により作成された審査意見書であつて、北海道条例第十条第二項の規定により特定開発事業者に通知されたもの</p> <p>二 青森県要綱第十第一項の規定により事業者に通知された青森県知事の意見を記載した書面</p> <p>三 宮城県要綱第十六条第一項の規定により作成された意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの</p> <p>四 秋田県要綱第十一条第一項の規定により作成された意見書であつて、同条第三項の規定により事業者に送付されたもの</p> <p>五 山形県要綱第十三条第一項の規定により山形県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>六 茨城県要綱第十一条第一項の規定により茨城県知事が述べた審査意見を記載した書面</p> <p>七 栃木県要綱第九条第一項の規定により栃木県知事が述べた意見を記載した書</p> |

面

八 群馬県要綱第十一条第一項の規定により群馬県知事が述べた意見を記載した書類

九 埼玉県条例第十六条の規定により事業者に送付された埼玉県知事の意見を記載した書面

十 千葉県要綱第十三条第一項の規定により千葉県知事が述べた意見を記載した書類

十一 東京都条例第二十二條第一項の規定により作成された審査意見書であつて、同条第二項の規定により事業者に送付されたもの

十二 神奈川県現行条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

十三 神奈川県新条例第二十条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

十四 新潟県要綱第十三条第一項の規定により新潟県知事が述べた意見を記載した書面

十五 富山県要綱第十五条第一項の規定により富山県知事が述べた意見を記載し

た書類

十六 石川県要綱第十五条第一項の規定により石川県知事が述べた意見を記載し

た書類

十七 福井県要綱第十四条第一項の規定により福井県知事が述べた意見を記載し

た書面

十八 山梨県要綱第十三条第一項の規定により山梨県知事が述べた意見を記載し

た書類

十九 長野県要綱第十四条第一項の規定により作成された意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

二十 岐阜県条例第二十一条第一項の規定により事業者に送付された意見書

二十一 静岡県要綱第十三条第一項の規定により静岡県知事が述べた意見を記載

した書類

二十二 愛知県要綱第十九条第一項の規定により愛知県知事が述べた意見を記載し

た書類

二十三 三重県要綱第六条第三項の規定により三重県知事が述べた意見を記載し

た書類

二十四 滋賀県要綱第十二条第一項の規定により作成された審査意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

二十五 京都府要綱第十一条第一項の規定により京都府知事が述べた意見を記載した書類

二十六 大阪府要綱第十六条第一項の規定により作成された大阪府知事の意見を記載した書面であつて、同条第三項の規定により事業者に送付されたもの

二十七 兵庫県要綱第十三条第一項の規定により作成された審査意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

二十八 兵庫県条例第二十条第一項の規定により作成された第二次審査意見書であつて、同条第三項の規定により事業者に送付されたもの

二十九 和歌山県要綱第九条の規定により事業者に送付された和歌山県知事の意見を記載した書面

三十 鳥取県要綱第九条第一項の規定により鳥取県知事が述べた意見を記載した書類

三十一 島根県要綱第十二条第一項の規定により作成された意見書であつて、同条第三項の規定により事業者に送付されたもの

三十二 岡山県要綱第六条第一項の規定により作成された審査意見書であつて、同条第二項の規定により事業者に送付されたもの

三十三 広島県要綱第八条第一項の規定により作成された意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

三十四 山口県要綱第九条第一項の規定により山口県知事が述べた意見を記載した書面

三十五 徳島県要綱第十三条第一項又は第二十四条第二項の規定により徳島県知事が述べた意見を記載した書面

三十六 香川県要綱第十条第一項の規定により作成された意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

三十七 高知県要綱第十条第一項の規定により高知県知事が述べた意見を記載した書面

三十八 長崎県要綱第九条の規定により長崎県生活環境部長から関係部長に通知された生活環境部長の審査の結果を記載した書面

三十九 熊本県要綱第十二条第一項の規定により熊本県知事が述べた意見を記載した書類

四十 大分県要綱第十四条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書類

四十一 宮崎県要綱第十三条第一項の規定により宮崎県知事が述べた意見を記載した書類

四十二 鹿児島県要綱第十二条第一項の規定により鹿児島県知事が述べた意見を記載した書類

四十三 沖縄県規程第十三条第一項の規定により沖縄県知事が述べた意見を記載した書類

四十四 千葉市要綱第十二条第一項の規定により千葉市長が述べた意見を記載した書類

四十五 横浜市現行要綱第十八条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、同条第三項の規定による事業者への写しの送付を経たもの

四十六 横浜市新要綱第十八条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、同条第三項の規定による事業者への写しの送付を経たもの

四十七 川崎市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、川崎市条例第十五条第一項の規定による指定開発行為者への写しの

送付を経たもの

四十八 逗子市条例第十四条第一項の規定により作成された審査書であつて、同条第三項の規定により事業者に送付されたもの

四十九 名古屋市要綱第十四第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、名古屋市要綱第十四第三項の規定による指定事業者への写しの送付を経たもの

五十 京都市要綱第八条第一項の規定により京都市長が述べた意見を記載した書類

五十一 大阪市要綱第十七条第一項の規定により作成された審査意見書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

五十二 吹田市条例第十六条第一項の規定により事業者に送付された準備意見書

五十三 高槻市要綱第十七条第一項の規定により作成された審査意見書であつて、高槻市要綱第十八条第二項の規定により事業者に送付されたもの

五十四 枚方市条例第十九条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

五十五 八尾市要綱第十七条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの</p> <p>五十六 箕面市要綱第二十条第一項の規定により作成された意見書であつて、箕面市要綱第二十一条の規定により事業者に送付されたもの</p> <p>五十七 神戸市条例第二十一条第一項の規定により作成された評価意見書であつて、同条第四項において準用する神戸市条例第十二条第四項の規定により事業者に送付されたもの</p> <p>五十八 尼崎市要綱第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの</p> <p>五十九 広島市要綱第九条第一項の規定により事業者に送付された意見書</p> |
| <p>七 法附則第二十条第一項第七号に掲げる書類</p> | <p>一 北海道条例第十一条第二項の規定による修正事項の提出を経た環境影響評価書若しくはこれに準ずる書面又は北海道条例第十九条第一項の規定による確定を経た環境影響評価書</p> <p>二 青森県要綱第十一第一項の規定による青森県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価書</p> <p>三 宮城県要綱第十七条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による宮城県知事及び関係市町村長への提出を経たもの</p> |

-
- 四 秋田県要綱第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
 - 五 山形県要綱第十四条の規定による山形県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価書
 - 六 茨城県要綱第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による茨城県知事への提出及び関係市町村長への送付を経たもの
 - 七 栃木県要綱第十条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、栃木県要綱第十一条第一項の規定による栃木県知事への提出を経たもの
 - 八 群馬県要綱第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による群馬県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
 - 九 埼玉県条例第十八条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への提出を経たもの
 - 十 千葉県要綱第十四条の規定による千葉県知事への提出及び関係市町村長への写しの送付を経た環境影響評価書
 - 十一 東京都条例第二十三条の規定による東京都知事への提出を経た環境影響評
-

価書

十二 神奈川県現行条例第十五条の規定による神奈川県知事への提出を経た環境影響予測評価書

十三 神奈川県新条例第二十一条の規定による神奈川県知事への提出を経た環境影響予測評価書

十四 新潟県要綱第十四条の規定による新潟県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価書

十五 富山県要綱第十六条の規定による富山県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価書

十六 石川県要綱第十六条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による石川県知事及び関係市町村長への提出を経たもの

十七 福井県要綱第十五条の規定による福井県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価書

十八 山梨県要綱第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による山梨県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

十九 長野県要綱第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつ

て、同条第二項の規定による長野県知事及び関係市町村長への提出を経たもの
二十 岐阜県条例第二十二条の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出
を経た環境影響評価書

二十一 静岡県要綱第十四条の規定による静岡県知事及び関係市町村長への送付
を経た環境影響評価書

二十二 愛知県要綱第二十第一項の規定により作成された環境影響評価書であつ
て、愛知県要綱第二十第二項の規定による愛知県知事及び関係市町村長への送
付を経たもの

二十三 三重県要綱第七条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつ
て、同条第二項の規定による三重県知事及び関係市町村長への写しの送付を経
たもの

二十四 滋賀県要綱第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価書であ
つて、同条第二項の規定による滋賀県知事への提出及び関係市町村長への写し
の送付を経たもの

二十五 京都府要綱第十四条の規定による京都府知事及び関係市町村長への提出
を経た環境影響評価書

二十六 大阪府要綱第十七条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による大阪府知事への提出及び関係市町村長への送付を経たもの

二十七 兵庫県要綱第十四条第一項の規定による兵庫県知事への提出を経た環境影響評価書

二十八 兵庫県条例第二十一条の規定による兵庫県知事への提出を経た環境影響評価書

二十九 和歌山県要綱第十条の規定による和歌山県知事及び関係市町村長への送付を経た環境影響評価書

三十 鳥取県要綱第十条の規定による鳥取県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価書

三十一 島根県要綱第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による島根県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

三十二 岡山県要綱第七条の規定による修正の後に同条の規定による岡山県知事への提出を経た環境影響評価調書

三十三 広島県要綱第九条第一項の規定による広島県知事及び関係市町村長への送付を経た環境影響評価書

三十四 山口県要綱第十条の規定により作成された環境影響評価書であつて、第十一条の規定による山口県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

三十五 徳島県要綱第十四条の規定による徳島県知事及び関係市町村長への送付を経た環境影響評価書

三十六 香川県要綱第十一条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による香川県知事への提出及び関係市町村長への写しの送付を経たもの

三十七 高知県要綱第十一条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による高知県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

三十八 熊本県要綱第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による熊本県知事及び関係市町村長への提出を経たもの

三十九 大分県要綱第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価書であ

つて、同条第二項の規定による大分県知事及び関係市町村長への提出を経たもの

四十 宮崎県要綱第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による協議を行うための宮崎県知事への送付を経たもの

四十一 鹿児島県要綱第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による鹿児島県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

四十二 沖縄県規程第十四条の規定による沖縄県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価書

四十三 千葉市要綱第十三条の規定による千葉市長への提出を経た環境影響評価書

四十四 横浜市現行要綱第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、横浜市現行要綱第十四条の規定による横浜市長への提出を経たもの及び横浜市現行要綱第二十条第一項の規定による横浜市長への提出を経た報告書

四十五 横浜市新要綱第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価書で

あつて、横浜市新要綱第十四条の規定による横浜市長への提出を経たもの及び横浜市新要綱第二十条第一項の規定による横浜市長への提出を経た報告書

四十六 逗子市条例第十五条の規定による逗子市長への提出を経た環境影響評価書

四十七 名古屋市要綱第十五第一項の規定による名古屋市長への届出を経た環境影響評価書

四十八 京都市要綱第十条第一項の規定による京都市長への提出を経た環境影響評価書

四十九 大阪市要綱第十八条の規定による大阪市長への提出を経た環境影響評価書

五十 吹田市条例第十七条第一項の規定による吹田市長への提出を経た環境影響評価書

五十一 高槻市要綱第十九条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による高槻市長への届出を経たもの

五十二 枚方市条例第二十条第一項の規定による枚方市長への提出を経た環境影響評価書

| | |
|---|-----------------------------|
| <p>五十三 八尾市要綱第十八条第一項の規定による八尾市長への届出を経た環境影響評価書</p> <p>五十四 箕面市要綱第二十二條第一項の規定による箕面市長への提出を経た環境影響評価書</p> <p>五十五 神戸市条例第二十二條の規定により作成された環境影響評価書であつて、神戸市条例第二十三條第一項の規定による神戸市長への提出を経たもの</p> <p>五十六 尼崎市要綱第十五條第一項の規定による尼崎市長への届出を経た環境影響評価書</p> <p>五十七 広島市要綱第十條の規定による広島市長への送付を経た環境影響評価書</p> | <p>八 法附則第二條第一項第九号に掲げる書類</p> |
| <p>一 北海道条例第十一条第三項の告示を経た環境影響評価書若しくはこれに準ずる書面、北海道条例第二十一条第一項の告示を経た環境影響評価書又は北海道条例第三十条第四項の告示を経た評価資料</p> <p>二 青森県要綱第十一第二項の告示を経た環境影響評価書</p> <p>三 宮城県要綱第十九條の告示を経た環境影響評価書</p> <p>四 秋田県要綱第十三條の告示を経た環境影響評価書</p> <p>五 山形県要綱第十五條の告示を経た環境影響評価書</p> | |

-
- 六 茨城県要綱第十三条の公告を経た環境影響評価書
 - 七 栃木県要綱第十二条の公告を経た環境影響評価書
 - 八 群馬県要綱第十三条の公告を経た環境影響評価書
 - 九 埼玉県条例第十九条の公告を経た環境影響評価書
 - 十 千葉県要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書
 - 十一 東京都条例第二十四条第一項の公示を経た環境影響評価書
 - 十二 神奈川県現行条例第十六条第一項の公告を経た環境影響予測評価書
 - 十三 神奈川県新条例第二十二条第一項の公告を経た環境影響予測評価書
 - 十四 新潟県要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書
 - 十五 富山県要綱第十七条の公告を経た環境影響評価書
 - 十六 石川県要綱第十七条の公告を経た環境影響評価書
 - 十七 福井県要綱第十六条の公告を経た環境影響評価書
 - 十八 山梨県要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書
 - 十九 長野県要綱第十六条の公告を経た環境影響評価書
 - 二十 岐阜県条例第二十三条第一項の公告を経た環境影響評価書
 - 二十一 静岡県要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書
-

-
- 二十二 愛知県要綱第二十一の公告を経た環境影響評価書
 - 二十三 三重県要綱第七条第三項の公告を経た環境影響評価書
 - 二十四 滋賀県要綱第十四条第一項の公告を経た環境影響評価書
 - 二十五 京都府要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書
 - 二十六 大阪府要綱第十八条第一項の公告を経た環境影響評価書
 - 二十七 兵庫県要綱第十四条第二項の告示を経た環境影響評価書
 - 二十八 兵庫県条例第二十二條第一項の公告を経た環境影響評価書
 - 二十九 和歌山県要綱第十一条の公告を経た環境影響評価書
 - 三十 鳥取県要綱第十一条の公告を経た環境影響評価書
 - 三十一 島根県要綱第十四条の公告を経た環境影響評価書
 - 三十二 広島県要綱第九条第二項の公告を経た環境影響評価書
 - 三十三 山口県要綱第十一条の公告を経た環境影響評価書
 - 三十四 徳島県要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書
 - 三十五 香川県要綱第十二条の公告を経た環境影響評価書
 - 三十六 高知県要綱第十二条の公告を経た環境影響評価書
 - 三十七 熊本県要綱第十四条の公告を経た環境影響評価書
-

-
- 三十八 大分県要綱第十六条第一項の公告を経た環境影響評価書
- 三十九 宮崎県要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書
- 四十 鹿児島県要綱第十四条の公告を経た環境影響評価書
- 四十一 沖縄県規程第十五条の公告を経た環境影響評価書
- 四十二 千葉市要綱第十四条の公告を経た環境影響評価書
- 四十三 横浜市現行要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書及び横浜市現行要綱第二十条第三項の公告を経た報告書
- 四十四 横浜市新要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書及び横浜市新要綱第二十条第三項の公告を経た報告書
- 四十五 川崎市条例第十二条第二項の縦覧及び川崎市条例第十五条第一項の規定による審査書の公表を経た環境影響評価報告書
- 四十六 逗子市条例第十六条第二項の公示を経た環境影響評価書
- 四十七 名古屋市要綱第十五条第四項の告示を経た環境影響評価書
- 四十八 京都市要綱第十条第二項の公告を経た環境影響評価書
- 四十九 大阪市要綱第十九条第一項の公告を経た環境影響評価書
- 五十 吹田市条例第十七条第二項の告示を経た環境影響評価書
-

別表第二

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>五十一 高槻市要綱第十九条第三項の公告を経た環境影響評価書</p> <p>五十二 枚方市条例第二十条第二項の告示を経た環境影響評価書</p> <p>五十三 八尾市要綱第十八条第二項の公告を経た環境影響評価書</p> <p>五十四 箕面市要綱第二十二條第二項の公告を経た環境影響評価書</p> <p>五十五 神戸市条例第二十三條第二項の公告を経た環境影響評価書</p> <p>五十六 尼崎市要綱第十五条第二項の公告を経た環境影響評価書</p> <p>五十七 広島市要綱第十一条の公告を経た環境影響評価書</p> |
| <p>一 法附則第 号に掲げる 書類</p> | <p>一 茨城県要綱第十九条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であ る周知の手続を経たもの</p> <p>城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第七条第一項又は第三項 後段の規定による周知の手続を経たもの</p> <p>葉県要綱第八条第一項の公告及び縦覧並びに同条第二項又は第四項の規定によ る周知の手続を経たもの</p> |

| | |
|--|--|
| <p>二 法附則第 二条第四項 において準 用する同条 第一項第五 号に掲げる</p> | |
| <p>一 茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第九条の規定による茨城県知事への提出及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を記載した書面</p> <p>二 千葉県要綱第九条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の關係住民の意見書の写し</p> <p>三 広島県要綱第二十条の規定に基づき広島県要綱第七条第三項の規定に準じた</p> | <p>作成された環境影響評価書の案であつて、広島県要綱第五条の規定に準じた公告及び縦覧並びに広島県要綱第六条第一項又は第三項後段の規定に準じた周知の手續を経たもの</p> <p>四 千葉県要綱第五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、千葉市要綱第八条第一項の公告及び縦覧並びに同条第二項又は第四項の規定による周知の手續を経たもの</p> <p>五 神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第十四条の規定の例により作成された環境影響評価書案であつて、神戸市条例第十五条第二項の規定の例による公告及び縦覧並びに神戸市条例第十六条第一項又は第四項の規定の例による周知の手續を経たもの</p> |

| | |
|---|--|
| <p>書類</p> | <p>三 法附則第 二条第四項 において準 用する同条 第一項第六 号に掲げる 書類</p> |
| <p>広島県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第二項の規定に準じた関係地域住民の意見書の写し又は意見書の提出がなかった旨を記載した書類</p> <p>四 千葉市要綱第九条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の關係住民の意見書の写し</p> <p>五 神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第十七条第二項において準用する神戸市条例第十一条第二項の規定の例による事業者への送付を経た神戸市条例第十七条第一項の規定の例による意見の写し</p> | <p>一 茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第十一条の規定により茨城県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>二 千葉県要綱第十三条第一項の規定により千葉県知事が述べた意見を記載した書類</p> <p>三 広島県要綱第二十条の規定に基づき広島県要綱第八条第一項の規定に準じて作成された意見書であつて、同条第四項の規定に準じて事業者に送付されたものの</p> <p>四 千葉市要綱第十二条第一項の規定により千葉市長が述べた意見を記載した書類</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>五 神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第二十一条第一項の規定の例により作成された評価意見書であつて、同条第四項において準用する神戸市条例第十二条第四項の規定の例により事業者に送付されたもの</p> |
| <p>四 法附則第二二条第四項において準用する同条第一項第七号に掲げる書類</p> | <p>一 茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第十二条第二項の規定による茨城県知事への提出及び関係市町村長への送付を経たもの</p> <p>二 千葉県要綱第十四条の規定による千葉県知事への提出及び関係市町村長への写しの送付を経た環境影響評価書</p> <p>三 広島県要綱第二十条の規定に基づき広島県要綱第九条第一項の規定に準じた広島県知事及び関係市町村長への送付を経た環境影響評価書</p> <p>四 千葉市要綱第十三条の規定による千葉市長への提出を経た環境影響評価書</p> <p>五 神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第二十二条の規定の例により作成された環境影響評価書であつて、神戸市条例第二十三条第一項の規定の例による神戸市長への提出を経たもの</p> |
| <p>五 法附則第一</p> | <p>一 茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第十三条の公告を経</p> |

| | |
|---|---|
| <p>二条第四項 において準 用する同条 第一項第九 号に掲げる 書類</p> | <p>た環境影響評価書</p> <p>二 千葉県要綱第十五条の公告を経た環境影響評価書</p> <p>三 広島県要綱第二十条の規定に基づき広島県要綱第九条第二項の規定に準じた公告を経た環境影響評価書</p> <p>四 千葉市要綱第十四条の公告を経た環境影響評価書</p> <p>五 神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第二十三条第二項の規定の例による公告を経た環境影響評価書</p> |
|---|---|